

熊本県立鹿本高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条（名称） 本会は熊本県立鹿本高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条（目的） 本会は会員相互の交誼を厚くし、一致協力して母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条（所在地） 本会は熊本県山鹿市鹿校通三丁目 5 番 1 号 熊本県立鹿本高等学校内に置く。
- 第 4 条（支部） 本会は必要に応じて支部をもうけることができる。
- 第 5 条（事業） 本会はその目的を達するために下記の事業を行う。
- ① 会員名簿の発行
 - ② 会誌の発行
 - ③ その他必要とみとめられる事項
- 第 6 条（表彰） 会長は、毎年卒業時において別に定める規程により、在学中成績優秀等の生徒を表彰することができる。

第 2 章 会 員

- 第 7 条（会員） 本会は、熊本県立鹿本高等学校・山鹿高等学校・旧鹿本高等学校及び前身である山鹿高等女学校・鹿本中学校・城北分贗の卒業生及び在校生並びにこれに準ずる者をもって会員とする。
- 第 8 条（特別会員） 本会は母校の現職員・旧職員及び本会に特に功績のあった人を推して特別会員とする。

第 3 章 役 員

- 第 9 条（役員） 本会に次の役員を置く。
- 会長 1 名 副会長 4 名 顧問若干名 常任理事並びに理事若干名
監事 2 名 事務局長 1 名 書記 1 名 会計 1 名
- 第 10 条（任務）
- ① 会長は会務を総理し、本会を代表する。
 - ② 副会長は会長を補佐し必要によりその代理をする。
 - ③ 顧問は会長の諮問に応え、会務に協力する。
 - ④ 常任理事は各地区の代表理事により常任理事会を構成し、会長が必要と認めた事項について審議する。
 - ⑤ 理事は理事会を構成し、会長が必要と認めた事項について審議する。
 - ⑥ 代議員は代議員会を構成し、会長が必要と認めた事項について審議する。
 - ⑦ 監事は会計を監査する。
 - ⑧ 事務局長は書記・会計で構成した事務局を統括する。
 - ⑨ 書記は会議の記録・連絡その他の事務をとる。
 - ⑩ 会計は会計事務を処理する。
- 第 11 条（選出）
- ① 会長・副会長は会員の中から理事会において推薦し、総会の承認を得るものとする。
 - ② 顧問は会長が理事会と協議し委嘱する。尚母校の現職校長は顧問とする。
 - ③ 常任理事・理事は地域性を考慮し、会長が推薦し総会の承認を得るものとする
 - ④ 代議員は各卒業年度別に 4 名以内を各々選出し会長が委嘱する。
 - ⑤ 監事は会長が理事会と協議し委嘱する。
 - ⑥ 事務局長、書記、会計は会長が理事会と協議し委嘱する。
- 第 12 条（任期） 役員の内任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

第 4 章 機関及び会議

第 13 条（機関） 本会に次の機関をおく。

総会 常任理事会 理事会 代議員会

第 14 条（総会） 総会は本会運営に関する重要事項の決議を行い、原則として年 1 回開くものとする。

第 5 章 会 計

第 15 条（経費） 本会の経費は入会金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第 16 条（入会金） 新会員は入学時に入会金を納入するものとする。既納の会費は返還しない。

第 17 条（会計年度） 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

付 則

- ① 設立年月日 昭和 43 年 4 月 1 日
- ② この会則に定めるもののほか、必要な事項を定めることができる。
- ③ 本会則は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
- ④ 一部を改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。